



JASDAQ

平成 27 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 小野産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 大介
(JASDAQ・コード番号 7858)
問合せ先 管理部長 青山 政俊
TEL 0282 - 92 - 0091

高島株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

平成 27 年 9 月 30 日付「高島株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、高島株式会社（以下「高島」といいます。）は、平成 27 年 8 月 14 日から当社の普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、高島は、平成 27 年 10 月 6 日をもって、当社株式 3,635,713 株（当社の総株主の議決権に対する高島の有する当社株式の議決権の割合（注）にして 94.15%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。

本日、高島は、平成 27 年 8 月 13 日付「高島株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、高島が、当社の総株主の議決権の 90%以上を保有するに至ったことから、当社株式の全てを取得し、当社を高島の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（当社及び高島を除きます。）の全員に対し、その保有する当社株式の全部を売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決議したとのことです。

当社は、本日付で高島より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において、高島による本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 27 年 11 月 13 日まで整理銘柄に指定された後、同年平成 27 年 11 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所 JASDAQ市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）当社が平成 27 年 8 月 13 日に公表した平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）（以下「当社平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（4,605,760 株）から、当社平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信に記載された平成 27 年 6 月 30 日現在の自己株式数（744,089 株）を控除した数（3,861,671 株）に係る議決権数（3,861 個）を分母として計算しております。以下同じとします。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	高島株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 2 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高島 幸一	
(4) 事 業 内 容	国内及び海外市場における建設資材、樹脂・繊維加工品の売買、企画、製造、工事	
(5) 資 本 金	3,801 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 6 年 12 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	高島取引先持株会	8.57%
	日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	5.83%
	みずほ信託銀行株式会社	4.68%
	東京海上日動火災保険株式会社	4.51%
	株式会社三井住友銀行	3.98%
	三井住友信託銀行株式会社	3.86%
	株式会社クラレ	2.20%
	日本証券金融株式会社	1.80%
	旭化成建材株式会社	1.78%
	松井証券株式会社	1.70%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	本日現在、特別支配株主は、当社株式を 3,635,713 株（議決権割合：94.15%）保有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	特別支配株主は当社に対して資材の販売等を行っております。また、特別支配株主は、当社との間で、平成 27 年 8 月 13 日付で、技術・ノウハウの相互提供、共同研究開発等の業務提携を行うこと等を内容とする資本業務提携契約を締結しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	直前事業年度の末日において、該当事項はありませんが、本日現在、特別支配株主は、当社の親会社に該当するため、関連当事者に該当します。	

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成 27 年 10 月 15 日（木曜日）
当社の取締役会決議日	平成 27 年 10 月 15 日（木曜日）
売 買 最 終 日	平成 27 年 11 月 13 日（金曜日）
上 場 廃 止 日	平成 27 年 11 月 16 日（月曜日）
取 得 日	平成 27 年 11 月 19 日（木曜日）

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、403 円

2. 本株式売渡請求の内容

高島は、本日開催の取締役会において、本株式売渡請求を行うことを決議したとのことであり、当社は、高島から以下の内容の通知を受領いたしました。

特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

高島は、売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する当社株式 1 株につき 403 円の割合をもって金銭を割当交付します。

新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

特別支配株主が売渡株式を取得する日（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

平成 27 年 11 月 19 日

株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

高島は、本売渡対価を、高島が保有する現預金によりお支払いいたします。高島は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。

その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、平成 28 年 1 月 31 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について高島が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、高島との間の資本業務提携に基づき、(i)高島の完全子会社として事業展開していくことにより、迅速かつ果敢な意思決定を行える体制とするとともに、(ii)高島グループの商社としての総合力と幅広いネットワークを共有・活用し、当社の新規製品の開発・企業化に向けた資材・部品の安定調達を可能とするとともに、新規分野における当社の販売チャネルを拡張すること、及び高島グループのインフラを活用し、人材・システム等の有効活用を実現することは、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である 403 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 8 月 12 日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値 337 円に対して 19.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じとします。）のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成

27年7月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値319円(円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値について同じとします。)に対して26.33%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成27年5月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値363円に対して11.02%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値287円に対して40.42%のプレミアムを加えた価格であること、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)から取得した株式価値算定書に示された当社の1株当たり株式価値の範囲に含まれること、その他本取引に関する諸条件等を考慮し、本取引は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨いたしました。その後、当社は、平成27年9月30日付で、高島より、本公開買付けに対して当社株式3,635,713株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、高島は、平成27年10月6日をもって、当社株式3,635,713株(当社の総株主の議決権に対する高島の有する当社株式の議決権の割合にして94.15%(小数点以下第三位を四捨五入))を保有するに至りました。これにより、高島は、当社の特別支配株主に該当することとなったため、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本日開催の取締役会において、本株式売渡請求を行うことを決議したとのことです。

このような経緯を経て、本日、当社は、高島より、上記「2.本株式売渡請求の内容」に記載のとおり、本株式売渡請求をする旨の通知を受領し、本日開催の取締役会においてその検討を行いました。その結果、当社の取締役会は、()上記のとおり、本取引が当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えられることに加え、()本売渡対価が本公開買付価格と同額とされていること、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等からすれば、本売渡対価は売渡対価としての相当性が認められること、また、()本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された高島の預金残高証明書によれば、高島による本売渡対価の交付の見込みがあると認められること等を踏まえ、小野大介氏及び小野清一郎氏を除く取締役(6名)の全員一致により、高島の完全子会社となるための本取引を進めるべく、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の代表取締役社長であり筆頭株主であった小野大介氏及び当社の取締役であり監査等委員であり第十一位株主であった小野清一郎氏は、本公開買付けに際して高島との間で公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、当該審議及び決議には一切参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されていますが、上記のとおり、本日、当社の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決定いたしましたので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりました。当社株式は、本日から平成27年11月13日まで整理銘柄に指定された後、平成27年11月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保すべく、以下のような措置を講じております。

また、本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の代表取締役社長であり筆頭株主であった小野大介氏及び当社の取締役であり監査等委員であり第十一位株主であった小野清一郎氏は、本公開買付けに際して高島と本応募契約を締結しており、本取引において、必ずしも、小野大介氏及び小野清一郎氏と当社の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、小野大介氏及び小野清一郎氏は、本日の当社取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該取締役会においては、小野大介氏及び小野清一郎氏を除く取締役(6名)の全員一致により、本株式売渡請求の承認に関する議案の決議をしております。

高島における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

高島によれば、高島は、本公開買付け価格を決定するに際し、高島及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、大和証券は高島及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、高島は、大和証券から平成27年8月13日に当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、高島は、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

当該株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 287円 ~ 363円

DCF法 : 347円 ~ 451円

市場株価法においては、平成27年8月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における基準日の当社株式の終値337円、直近1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値319円、直近3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値363円及び直近6ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値287円と分析しているとのことです。上記の算定基準日の分析結果を基に、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲を、287円から363円までと分析しているとのことです。

DCF法においては、高島が当社から提供を受けた事業計画(平成28年3月期から平成30年3月期)を、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、想定されるシナジー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して一定の修正をした平成28年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの価値の範囲を347円から451円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成28年3月期は、貸倒引当金戻入益の計上に伴う販管費の減少により利益の増加が見込まれ、営業利益が126百万円になると見込んでいるとのことです。一方、平成29年3月期は、前期の貸倒引当金戻入の影響がなくなることにより、減益になることが見込まれるとのことです。平成30年3月期は、想定されるシナジー効果が発現し平成28年3月期と同水準の営業利益になると見込んでいるとのことです。

高島は、大和証券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、高島において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社及び小野大介氏との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 8 月 13 日の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 403 円とすることを決定したとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び高島から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から平成 27 年 8 月 12 日付で株式価値算定書を取得しております。なお、みずほ証券は、当社及び高島の関連当事者には該当せず、当社及び高島との間で重要な利害関係を有しません。また、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、当社株式については、当社が東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成 27 年 8 月 12 日を基準日として、当社株式の東京証券取引所における基準日終値 337 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 319 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 363 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 287 円をもとに分析し、当社の株式価値を算定しています。

DCF 法では、当社の事業計画（平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの 3 年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成 28 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を算定しております。なお、上記 DCF 法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、平成 28 年 3 月期は、貸倒引当金戻入益の計上に伴う販管費の減少により利益の増加が見込まれ、営業利益が 126 百万円になると見込んでおります。一方、平成 29 年 3 月期は、前期の貸倒引当金戻入の影響がなくなること及び人件費増加の影響により、営業利益が 62 百万円となることを見込まれます。平成 30 年 3 月期は、産業資材分野での受注拡大に伴う売上高増加の影響により、営業利益が 239 百万円となることを見込まれます。

みずほ証券による当社の 1 株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 287 円 ~ 363 円
DCF 法	: 307 円 ~ 468 円

みずほ証券は、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社により平成 27 年 8 月 12 日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 27 年 8 月 12 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び高島から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない社外取締役からの意見の入手

当社は、本取引の公正性を確保するべく、当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている神谷晋氏及び佐川久俊氏に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等(本公開買付け後の少数株主を含む一般株主をいいます。以下同じとします。)に交付される対価の公正性、及び(d)本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かについて、検討を依頼いたしました。

これを受け、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、当社から、本取引の意義及び本取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、みずほ証券が作成した株式価値算定書その他の資料の検討を行いました。

そのうえで、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、上記(a)乃至(d)の事項につき、慎重に協議及び検討を行った結果、本取引により高島が当社を完全子会社化することで当社及び高島双方にシナジー効果が生じることが期待され、本取引がそのようなシナジー効果による当社及び高島双方の企業価値の向上を目的とするものであること、本公開買付け価格が、みずほ証券が作成した株式価値算定書における当社の1株当たり株式価値の算定結果の範囲内にあること、当社が、当社及び高島から独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本取引に特別の利害関係を有する可能性のある者以外の者により、高島との実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っていること、本公開買付けに応募しなかった株主は、本完全子会社化手続において、最終的に本公開買付け価格と同一の額の金銭が交付される予定であること等を踏まえ、平成27年8月13日に、当社に対し、(a)本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を提出しました。

なお、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、高島及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意

当社は、平成27年8月13日開催の取締役会において、みずほ証券から取得した株式価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、神谷晋氏及び佐川久俊氏から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、小野大介氏及び小野清一郎氏を除く取締役(6名)の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役である小野大介氏及び取締役であり監査等委員である小野清一郎氏は、本公開買付けに際して高島との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。

公開買付け価格の公正性を担保する客観的状況の確保

高島は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。高島は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求後における経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後両社で検討していきます。

5. 支配株主との取引等に関する事項

高島は、当社の親会社に該当するため、本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための各措置を講じております。

具体的には、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における利害関係を有しない社外取締役からの意見の入手」に記載のとおり、平成27年8月13日に、当社及び支配株主との間で重要な利害関係を有しない者として、当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている神谷晋氏及び佐川久俊氏より、(a) 本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を入手しております。(なお、当該意見書が、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しないものからの意見を改めて取得していません。)

さらに、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の代表取締役社長であり筆頭株主であった小野大介氏及び当社の取締役であり監査等委員であり第十一位株主であった小野清一郎氏は、本公開買付けに際して高島と本応募契約を締結していたことから、本取引において、必ずしも、小野大介氏及び小野清一郎氏と当社の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、小野大介氏及び小野清一郎氏は、本日の当社取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加していません。当該取締役会においては、小野大介氏及び小野清一郎氏を除く取締役(6名)の全員一致により、本株式売渡請求の承認に関する議案の決議をしております。

以上を踏まえ、当社としては、本株式売渡請求は、少数株主の利益を害するものではないと判断しており、本株式売渡請求の承認は、上記方針に適合しているものと考えております。

以上